

第7回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録

名称	第7回 阪南市住民センターあり方検討審議会	
開催日時	令和2年9月28日（月） 午後6時00分～午後8時00分	
開催場所	阪南市役所 本庁3階 全員協議会室	
出席者	三星会長、藤井副会長、戸口委員、肥田委員、坂上委員、谷下委員、吉田委員、岡委員、南山委員	
事務局	森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、川口課長代理、藤井総括主査、岩下総括主事、枇榔主事	
傍聴人数	2人	
議題	案件1：阪南市立住民センター維持管理費について（報告案件） 案件2：「地域拠点」の役割の検証（審議案件）	
資料	○ 資料1 阪南市立住民センター維持管理費について ○ 資料2 「地域拠点」の役割の検証 ○ 別紙 現況の住民センターの現状と課題、それらの解決・支援策（案） ○ 参考資料1 施設別基本料金（電気・ガス・水道）一覧表（月額） ○ 参考資料2 令和元年度施設別光熱水費内訳一覧表（年間総額） ○ 参考資料3 電力会社電気料金表（抜粋） ○ 参考資料4 令和元年度施設別電気使用状況グラフ（抜粋） ○ 参考資料5 大阪府内自治体の集会施設運営状況（抜粋） ○ 参考資料6 住民センター施設整備基金原資計算書 ○ 参考資料7 住民センター施設整備基金積立シミュレーション	
会議	会長あいさつ	
	会長	なかなかコロナ禍も止んでくれず、これから冬を迎え、来春にかけてどうなるか、どうにもまだ見えないところで、社会全体が用心して緊縮する暮らしになっていると思いますが、そこにこれから冬を迎えましてインフルエンザにも注意しなければいけない。 そして今、大変な経済危機がもうすでに襲ってきている。本当に大変な社会になってきております中で、皆さんいかがお過ごしでしょうか。 そのような中で、お集まりいただきましてありがとうございます。 この審議会も6回開催され、議論を積み重ねてまいりました。そろそろまとめの方向へもっていくことになってきております。そういう意味では今日は大事な会議になるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 前半は、前回の審議会で皆さんから出されたご意見に関して、事務局の方で調べられたその報告と議論になります。そしてメインが後半になり、今後の方向性の中で最も重要と思われる、そもそも地域拠点の役割をどう検証するかということが議題となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 案件1については、阪南市住民センターの運営と経費についてとありますけれども、前回、事務局より住民センター施設整備基金の創設について提案があり、その提案の中で、各施設に掛かっている光熱水費や他市の状況などの説明がありました。本案件は、その説明に対して、委員の皆さんから頂いたご質問に対する回答ということですので、事務局から説明をお願いします。
	次第3 案件1：阪南市立住民センター維持管理費について （報告案件）第6回審議会で頂いたご意見について	
	事務局	〔案件1について〕

	第6回審議会で審議をしていただいた住民センターに係る維持管理費や住民センター施設整備基金に関して、各委員から頂いたご意見に対して、調べ直した結果を報告。 (1)の①各施設の光熱水費の基本料金を参考資料1で説明。 (1)の②参考資料2～4を基に光熱水費の施設間で格差が生じている要因を説明。 (2)参考資料5を基に大阪府内の自治体で集会施設を地域団体に自主運営している施設の登記状況について説明。 (3)参考資料6～7を基に施設整備基金の積立シミュレーションの一例を説明。
事務局	施設整備基金シミュレーションのことで補足させていただきます。以前の審議会に提示させていただいた基金の積み立てそのものについては、まだご承認を頂いておりませんので、あくまでもモデルであり、必ずしもこの割合で行うと決定した資料ではございません。グラフ化してお示しすることを目的として負担割合の数字を出して作ったものですので、ご理解願います。
会長	維持管理費の地域負担を全額にするのか、半額にするのかを政策決定としてここに提示しているわけではなく。試算ということですね。案件1では、負担のシミュレーションの前提というものに、議論としてはこだわる必要はないということによろしいですね。 それでは案件1の維持管理費について、どなたからでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。 電気代は施設ごとで契約がまちまちであることが原因ということですね。ずいぶん差があり、違いがある。どちらが得なのか。この契約はいつ頃決めたものなのか分からないですね。また、この契約はいつでも変えることができるはずですね。
事務局	従量電灯AとBとの契約変更は可能ですが、低圧電力というものから従量電灯AやBに変えるためには、エアコン等の機器を外さないと契約変更はできません。
会長	設備が伴うので、出来ないということですね。やろうと思えば費用さえかければ出来るということで、物理的には可能なのですね。
事務局	可能です。ただ、従量電灯Aとなると、電気を使った分の単価は、低圧電力の単価よりも高くなってまいりますので、毎日、高出力のエアコンを使っているところでは、低圧電力による契約の方が毎月の支払額は安くなる可能性があるのですが、現状は毎日使われている訳ではありませんので、基本料金の方が高く付いている。
会長	どちらの方が管理者にとって得かということの判断をいつ頃したのか。また、あまり使われていない実情に合わせて、基本料金を下げる契約への見直しなどをやっているのかは分かりませんよね。
事務局	施設にもよるが、エアコンが壊れて付け替える時に、家庭用のエアコンに変えるということはやってきている。 頻繁に大勢の人が集まるようなところで家庭用に変えてしまうと、エアコンが効かない場合が生じてしまうので、施設に応じて検討したうえでの交換になります。
会長	分かりました。それから、大阪府内自治体の集会施設運営状況の資料を見ますと、地元を管理者として指定して管理するというやり方は、近隣自治体の中で数の上では阪南市は少数の部類に入る。市にとっての改善は表の下に記載されている地区による自主運営自主管理という方向で、その方向に舵をきりたいというの

	が市の意向のように思いますね。 これは資料としてとのことですので、あれこれを決めることではないのですが、ここでは、皆さんにご意見、ご質問を伺っておきたいと思います、 阪南市の状態から、地区による自主運営自主管理の方向へ舵をきることは、前回の審議会でご承認を頂いたものと思います。 皆さん、いかがでしょうか。ご意見をお伺いします。
A 委員	他市で自主運営されているところでも、使用料の減免ということはされているのですか。というのは、本市の住民センター条例規則に使用料の減免が規定されているのですが、基準が何も書かれていないので、分からない。市長が必要と認める場合とだけ書かれているだけで、何に対して減免しているのか分からない。 内部にマニュアルがあって運用されているのかもしれませんが、条例規則では全く分からない。今回の提案では、電気料金の50%を当初、自治会で負担してくださいと言っていくのと、一方で市が減免している。変な見方をしたら、市はええ格好して減免しますと言っておきながら、減免した分は自治会で肩代わりしなさいというような形になっていかないか。だから、他市でも減免しているのかということを知りたい。また、今後、このような形を取っていても、市はずっと減免制度を続けていくのかということを知りたい。
事務局	まず、他市の状況でございますが、大阪府内の現況での回答になりますが、元々、地区のお祭りとかで使用するために、地区が建物あるいは土地を所有しているところは、そもそも地区が必要に応じて建てているものですので、そのような制度はないというふうに推量できます。また、指定管理制度のもとで自主運営しているところは忠岡町になりますが、忠岡町では管理者の判断で自由に使うということになっておりますので、おそらく、ローカルルールのやっておられるのではないのかと思いますが、改めて調査させていただきます。 2点目の本市の減免の今後についてですが、平成30年に策定された行財政構造改革プランには、減免制度あるいは補助金制度の見直しを全庁的な取り組みとして掲げております。それに追隨して、それぞれの施設担当課が施設に合った減免の見直しを行うこととなっておりますので、当然、今の減免制度についても、いわゆる市長が認めるということについては、もう少し細分化した形での制度立案というのが必要になってくるというのは認識しております。また、平成15年から最終的には平成18年までに市内43カ所の住民センターすべてが指定管理に進んだのですが、当時、減免について細かい取り決めなどを失念していたということを知り及んでおります。 そのことも踏まえて、何を以て減免か、そもそも減免が必要なのかということも、市全体としての取り組みを進めていくところですので、この場で、どういう形の減免はやめるとかやめないとかはお答えできませんが、そのような市の方向性はあるということで、お答えさせていただきます。
会長	いずれにせよ、減免とその他のバランスは、どちらかに偏るとその趣旨からすると意味不明になってくる。大変大事なご発言だと思います。ありがとうございました。他にご意見はございませんか。 無いようでしたら、案件1については、前回からの引き続きの説明とそれに対する質疑があったということで、これぐらいにしまして、何かお気づきの点がありましたら、最後にもう一度ご発言を頂ければと思いますので、案件2に入っていきたいと思います。
次第4 案件2 「地域拠点」の役割の検証について	
会長	案件2が一步踏み出した議論になるかと思いますが、次第4、地域拠点の役割の検証について、事務局より説明願います。

事務局	資料2については、加筆修正を主眼に置いており、4ページから6ページを皆様と共有していくことになります。2番目の項目の関係課の意見と言いますのは、このあり方検討審議会に並行して市役所庁内の意見集約や情報共有の場としまして、本年1月1日より住民センターに係る関係課で組織化して会議を運営しており、1月22日に役割別に意見集約をしております。意見集約したものを①から⑧の項目についてまとめており、そこからキーワードや単語などをピックアップして、4ページから6ページまでの表の左側の縦軸に地域のつながりからその他までの11項目に分けて、表の横軸では行政の視点と地域の視点、それらの今起こっている現状の課題などをどうやって行政が解決すればよいのか、また、地域や市民が解決すればよいのか、解決への支援をしていけばよいのか、あるいは公民協働でどういうふうにすればうまくマッチングできるのかということ、皆様方にご審議賜りまして、答申のための下準備作業という形で別紙を作り上げていただきたいと思います。 なお、行政が解決すべき解決策や支援策というのを本来、我々の方でしっかり埋めなければならないところですが、なかなか現状という形で将来像というものを見据えて回答ができませんでしたので、この場で、行政はこのようにすればよいのではないかというようなご意見を賜りたいと思います。 ただし、昨年7月に第1回の審議会で市長より諮問のありましたように、地域の自主的な裁量や創意工夫で有効に活用できるような施設の再配置、あるいは地域への移譲を主眼に置きました持続可能な拠点のあり方を推進するという解決策や支援策をご審議、ご協議賜りますことを併せてお願い申し上げます。
会長	別紙にたくさん記載してありますが、資料2の2ページから3ページに整理してあるこの中からピックアップしたものでか。
事務局	会長の仰いますとおり2ページ3ページからピックアップしたものと、これまでの審議会の皆様からのご発言を抽出させていただいております。
会長	それでは、皆さんに少し考えていただくのに、私から質問をさせていただきます。 指定避難所というものが、コロナ禍で全国的に見直されております。従来の半分から三分の一になっています。そういう事情を勘案するならば、指定避難所として住民センターはそれに耐えうる場所はどれ位あるのか、あるいは仮に耐えうるとしても避難所設定自体としてはこれから避難所を増やさなければならない状態にありますので、この52カ所分の36とありますが、これはいったいいつ頃設定したものなのか、もちろんコロナ後のことは反映されていないのでしょうか、という質問です。
事務局	現在、住民センター43カ所の内、36カ所が災害時の指定避難所に指定されております。住民センターが直近に建設されたのが6年位前でございますので、会長のお見込みのとおり、コロナを反映した形での指定避難所の再編成というものは行われておりません。
会長	これからの課題ですね。課題であると同時に我々の議論としては頭に入れておかなければならない大事な要因でしょうね。避難所としての今後の利用。 本当に大変なことになってくると思います。想定定員の半分以上にしてしまうと全く足りない訳ですね。まだ、市内部の防災関連会議からは、そういう話は全く降りて来ていないのですか。
事務局	指定避難所については、議論が始まったという情報は降りて来ておりませんが、本年7月に職員を対象とした避難所設営とかの訓練があり、ウィズコロナというテーマが主眼となっておりましたので、訓練活動とかには反映されているのですが、再編成とかいう計画策定の情報は入っておりません、

会長	個人的に考えておりますのは、一時避難二次避難の関係にもよるのですが、高齢者や病気を持たれている方々などの災害弱者とコロナを考慮するとなると、学校を避難所というのは無理があるのですね。そういう意味では畳のあるところなどがどれくらいあるのかということが関係してくるのですが。1つか2つは個室を持っているようなところは優先してそのような方々に入ってもらおうとすると、新しい避難所のタイプを社会として考えなければいけないのですね。そういう弱者使用を優先というようなものも考えられるかもしれませんがね。ただし、それも難しい所で、弱者の場合は一時避難所へそのまま泊めておくことは困難で、さらにそこから病院や福祉施設に向いて、あるいは障がい者の方々の場合には一時避難所を飛ばして可能ならば二次避難所へ直接お連れするみたいなこととの、これからの需要を考えると、住民センターは大事になってくるのではないのか。場合によっては、現在は利用が少なくても、広げることを公的に考えないといけなくなると、今あるものを住民さんに任せて、その代わりお金は自分たちでお願いしますという考え方と同時に、その考え方だけでは広げることはできないので、その辺りを政策として、市はどう考えていくのかというのが1つの課題だと思えますね。
B 委員	的外れになるかと思うのですが、今日の案件1、2、住民センターの維持管理費については、第6回の審議会でも詳しい資料をいただいて、電気ガス水道その他でどれだけ掛かっているかという説明も受けています。また、今議論した地域拠点も、くどくどと説明されなくても各住民センターでそれなりの拠点化ということで、今、会長が言われた指定避難所についても、私のところを例に取りますと2ヵ所が指定避難所になっている。ところが、指定しているだけで例えば、毛布、水、食料、それらについて行政は関与せず、各住民センターで用意せよという状態で、我々で備蓄している訳ですが、これは行政の一番欠点となる縦割りで、まちづくり支援課はその内容を知らない。一方、危機管理課とその話をしないといけないのに、危機管理課はそれなりの予算も持っていないというような状況。ここで言われている地域の拠点の役割の検証というのは何のためにここへ列記してきているのか。 それともう1つ、A 委員も言われました使用料免除の見直しのことですが、例えば社協がやっているコツコツ体操、これは、社協が行政から委託を受けてやっている。それで行政がそれに対して委託料を支払っている。行政から委託料をもらってやっているのに、公に無料で住民センターを使用していることにずっと異議を持っている。ということは、二重の補助になるのではないのかと。住民センターの使用料は免除され、行政からはそれなりの委託料をもらっているというようなことで、免除の基準も随時見直すのではなく、きちんと見直して、これから地域が管理するということになったら、コツコツ体操でも電気も使うクーラーも使う、色々と費用面に派生する訳です。ですから、今の免除の基準が良いのかどうか、その辺もやはりきちんと見直して、施設毎にバラバラな扱いではなく、統一した扱い方をできるように見直して欲しいと思います。 また、会議の進め方ですけども、一体、どういう方向でどう進めていくのか、例えば、住民センターの費用は前回でも議論し今回もまた議論と。先ほどの説明で電気の高圧と低圧の違いだけで、電気料のグロスは費用の中で前回にも出されている。ということだと思いますので、会議の進め方の方向を一度、会長の方で整理していただければと思います。
会長	まず、備蓄問題などは防災部局の方針であるのでしょうが、住民センターにおける防災は考えてないのでしょうか。
事務局	行政が縦割りで、行政として自主防災組織があるのに備蓄など、全庁的にオー

ソライズされていないというのが課題ではないかというご指摘だと思います。

今日、真にお創り頂きたいのは、そのようなご指摘を頂いて、地域まちづくり支援課の方でイニシアチブをとっていくのですが、審議会でご指摘をいただいたことを担当部署と協議しフィードバックしていくという、議論の方向にもつながるのですが、防災の観点につきましては、自主防災組織の結成率というのは我々も承知しておりますが、実際に何人ぐらいの避難者に対して、毛布が何枚あり、何日分の水や食料が備蓄されているのかといった備蓄の状況は、はっきり申し上げて我々は分かりません。そのようなところを加筆という形でご意見を賜りたいというのが、今回の目的でございます。

2点目の委託料及び減免という観点になりますが、現在は使用料の全額を一旦、市の収入として入金していただき、その内10%を指定管理者へお渡しするというやり方を取っております。以前の審議会で申し上げた維持管理費の地域負担による施設整備基金を作る際には、使用料の100%を地域へお渡しする必要があり、そのために、減免見直しをしたいということを説明させていただいたかと思ひます。

減免の見直しというのは43カ所の住民センターがございますが、施行規則では、例えば市長が認めるものや祭りの期間であれば8月と9月は減免対象であるということになっているのですが、それ以外は非常に分かりにくい、あるいは地域によって過大解釈とかあるというのが実情ですので、別紙で9番の持続可能な手法というところで、減免の運用が適切でないとかというような課題は認識しておりますので、その時の財政状況であるとか、あるいは過去からの減免のいわゆるローカルルールのなところについては、しっかりと一斉に見直しを掛けて全施設に対して統一的な見解を示したうえで、地域にご説明に上がりたいと考えております。ゆえに、減免と使用料の関係の部分ですけれども、例えば、本市の介護保険課から社会福祉協議会の方へ委託事業という形で各種介護予防事業を委託しておりますが、その際にも今現在は公共施設でございますので、使用料は発生していないという観点ではございますが、地域に移譲して地域が運営するということになれば、当然、公共施設という概念が外れますので、使用に際しての使用料を担当課で予算計上していただいた上に、委託契約の条件にもなってくるかと考えております。

あと、議論方向ということで会長へご指名がございましたが、事務局として説明責任があるかと思ひますのでご回答させていただきます。今日、同じことを何度もということのご指摘がございましたが、例えば、電気代とかの地域負担について、総論では、だいたいご承認はいただいたのですが、でも地区によってなぜこんなに違うのかというご質問を頂き、前回の審議会の際には、そこで審議が中断した経緯がございましたので、クリアにしなければということで今回、提示させていただいた次第でございます。

今回、このような形で別紙の表を埋めていただくことによって、よりクリアにしたいというのが事務局としての思いでございます。

会長

1番目の件については、やはり縦割りでそのような問題があると、それが問題であるとすれば、この表に書き入れていって、これから対処していきたいという返事ですね。

2番目もそうですね。ご指摘のあるような負担問題については、二重になりかねないような場合などがあるとすれば、それを考えなければいけないので、この表の関連事項として考えていかなければいけない。そういう返事でよろしいですか。

それは、いずれにせよそういう問題をここに書き入れ、それ以外にも各委員が

		ら頂いた問題、今頂いたご意見でしたら、社会福祉協議会の負担問題についてというものに対して、一定の結論をどこかで出すのですか。
事務局		今回、審議会で答申を賜る中で、住民センターの自主運営をしていかないといけないという答申を頂戴するのであれば、答申を元に市の素案を作ったうえで、パブリックコメントや議会説明、あるいは地域への説明という形で全市民にオーソライズを図る必要がございます。その際に、先ほど申し上げました減免については、減免の見直しを財政部局の方で着手を始めておりますので、それに齟齬をきたさないような形で、特に住民センターとマッチングした減免の見直しを行って参りたいと思っておりますし、使用料についても地域で自主的に運営するということでご答申を賜って市の素案が固まりましたら、使用料収入を地区へお渡しすることが固まってきます。そうすると、今まではタダで使えていましたが、予算化してくださいというルール化をきっちりするというについて全庁的にオーソライズを図るべき内容であると思っています。
会長		具体例で社会福祉協議会の例が出たので、申し上げておきますが、安易に決めるはいけаниいのですね。ご指摘のあったのは割と単純な問題なのですが。社会福祉協議会へ委託する時の見積書の中に、会場費として計上されてそれを市が支給しているならば、減免はおかしいのですね。 また、その逆もありまして、例えば社会福祉協議会の仕事のほとんどというのは単なる趣味の会議ではなくて、地元にとってはむしろお願いして健康体操なんかでも、医者や保健師を連れてきてもらって話をさせていただきたいというような地元からの要望がある場合には、これは営業的活動とかとは明らかに違いますから、当然、地元が運営している場合には、無料にしても全然おかしくないですね。 そのような2つの面がありますので、申し上げておきます。 それから、B 委員からの質問に対して、私の方からも回答しておきたいと思えます。市の説明で了解しているつもりなのです。今日の議題も、今の流れで、これまで使途に制限のあったものを、基本的に制限を外す。あからさまな企業活動、それから反社会的活動以外は、自由に使ってほしいという方向、それで十分かどうかは別の議論として、そういう方向はこの審議会としては決めたということはかなり大きい決定だと思います。その流れの中で次へ進んでいくということで、我々が認めるかどうかは別として、市の考えていることの全貌が少しずつ見えてきたのは、1つはやはり、活動も自由化すると同時に管理運営も地元の方でお願いしたいということで、特に負担も、使う人負担の形で徴収することを考えていきたいということ。ただし、それで市が得することは考えていないと、それが今日の説明ですね。市は少しでも楽をしよう、少しでも得しようという姑息なことからきているのではなくて、その金額分はしっかり積み立てて基金にして、これからの住民センター関連の必要な事業に使っていききたいと。そこまでのところは、私の理解で合っていますか。
事務局		はい。
会長		ならば、今日の提案は画期的だと思います。というのは、今まで話題にもならなかったのですが、現場では色々な使い方に対して、社会福祉協議会の使い方も含めて、あるいは地元の野菜を並べるとかいろんなことを含めて、かなり自由なことができるようになってきていますので、それをもっと徹底的に洗い出して、とらわれずに私が提起した防災の観点からも相当な見直しが必要ですとか、住民センターの利用に関することを全部入れて、ここで皆さんにのびのびと好きなことを言うていただき、その課題に対して制度を作っていきたいと。従って、制度を先に議論するのは目的と手段が逆になるので、市としては、あまり制度の具

	体を先に議論したくない。目的というか利用ケースをどんどん出していきたい。つまりここで言う解決策、支援策（案）を皆さんで議論してほしいということは、今までの制度のルールの中ではできなかった訳ですけど、といいますか、こういうことが話題にならなかったのですが、これがいいよ市の方からこの審議会に向けて答申をお願いしますというのが出たというのは、私としては、これまでの流れを大きく超えるステップだと思います。 B 委員、こんな方向で議論しているつもりなのですけども、いかがでしょうか。
B 委員	過去の経過で、前回この資料を頂いて、公平、不公平から言えば、アンバランス。全然、バランスが取れていない。住民センターを使っておっても使用料を払っていないという。その不公平がものすごく大きい。ですから、時々自治会長の判断で使用料のあるなしが左右されるということで、その辺は行政の管理面が不十分だと思います。それと、住民側も勝手に気ままに使っていいのだという考え方。それが相互にあって、不公平が出ているのですが、私の所では、住民センターを使っている責任者の会議を今年になって2回やっているのですが、その中でも、住民センターのあり方検討審議会でも検討をされているということを伝えている。自分たちの住民センターだという認識をまず持ってもらわないといけない。 また、使用料がどうのこうのではなく、受益者負担で維持管理、それも費用が掛かるので、きちんと払うべきものはきちんと払おうということを会議の中で私は話しをしているのですが、やはり責任者からは、あるところでは払っていないではないか。それをなぜ、自治会長は我々のところでそんなにきっちりと厳しく言うのか、というような意見が出されている。なので、会長が仰います目的へ向けて進めていくためには、こういう諸々の今までの問題点を整理してもらわないと、私らは今後、具体的な目的にという段階には行けないということで話をさせていただいているのです。
会長	よくわかりました。どうやら、これから先の話で、ダイナミックに考え方を柔らかい頭で利用方法を考えましょうという話の前に、今、不公平があるというご指摘です。これについては、はっきりさせる必要がありますね。現在の不公平というのは何なのか。これは今、回答というよりは、回答していただいても良いのですが、きちんと書きだして、B 委員あるいは、他の委員の方々とよく話し合って整理してもらえませんか、
A 委員	ちょっと待ってもらえませんか。その不公平というのは、もう皆さん分かっていると思うのです。建物が古いか新しいか、設備が良いか悪いか、あるいは立地条件、これらなのです。これらはもうどうしようもない話で、これらを整理しようしたら、全部を一から建替えるということから始めてクリアしないと、前には進みません。この話は。言い換えたら、今、コロナ禍で窓を開けると、ここでも確かに網戸なんかは入っていません。貝掛の住民センターも網戸の一つもないのです。で、窓開けたら蚊が入って来るから閉めざるを得ない。仕方なくエアコンをつける。文句を言っているのと違いますよ。このように施設がバラバラです。極端に言うと。これを何とか公平に同じレベルに持っていこうなんて言うのは、この議論だけで終わってしまいますので、この議論をする必要があるのかなと思います。それはもう分かっている話で、43カ所の住民センターが一斉に整備されてきたのではなく、先に出来たところは、その先から順に協議されてきて、それだけずっと使ってきている。今作ったところは新しいと言いながらも、今まで辛抱してきてやっと新しい住民センターが出来たので、それは十分に理解したうえでやっていかないと、そのところに話が入ってしまうと、もう前に進まない

		のではないですかと思います。
会長		分かりました。それではですね、今の A 委員のご指摘のように、ただ、何もなしに、現状の不公平問題を何とかせよというご発言を座長としては無視できませんので、今仰いましたような観点で、不公平はいっぱいある訳です。こちらの住民センターでは、建てるのに半分費用を持ち出したのに、よその住民センターでは、ほとんどのお金をどこからかもらってやっているのに負担は同じとか、いろんなことが出て来るのですね、そういう歴史的経緯によって、様々な今のやり方が不公平ならばそれをどうするか、そのこと自体を今はもう遡りようがないというあたりが、A 委員のご発言。それも含めて市の考え方はどうなのか。それからそういうことを越えて明らかにこれは是正しなければいけないという問題が現状の中であるのか。それは市に言っても無理だという話は別として、B 委員、それはありますか。今の中で、明らかにこれを是正せよというようなことは。
B 委員		環境面ですね。私の所は、2ヶ所の住民センターがあるのです。ところが、両方ともそこに行くには階段があります。ですから、大雨で、要援護者を避難させるとなると、玄関まで車が入れないのです。それで大雨ではビショビショになるというような状況です。それと2ヶ所とも指定避難所に指定されていますけれども、炊き出し施設は一切ない訳です。それで A 委員が言われていますような、各住民センターで施設面での違いもあるし、環境面での違いも、もちろんある訳です。ただ、私が先ほどから話をさせていただいているのは、目的へ向かって進めて行こうと思ったら、今の使用料だけでも足並みを揃えないと、使用料を払っているところと払っていないところのその格差が是正されないと、ちょっと目的へ向けて進めて行くのには、しんどいのと違うのかということです。
会長		よくわかりました。まさに使用料ですね、市の方はどうですか。
事務局		先ほども申し上げましたように、使用料収入というのは、第4回の審議会からずっと議論になっているところでございます。特に B 委員から頂戴いたしました A 地区では徴収しているけども B 地区では徴収していない減免制度。こういったものは、審議会からの答申の中に正に盛り込んでいただきまして、使用料減免の市内の均一、統一化が必要ではないかということを答申の中に盛り込むべき案件という形でいただきまして、そこから市の素案を作成していく。市の公共施設の減免については、全庁的な見直しというのが行財政構造改革プランにございますので、それとマッチングした見直しを図るために、今般の審議会で見直すべきという形のご提言を賜りたいと思っております。
会長		今、ご発言頂いた使用料問題、これを審議会からの提起として、今回の審議会からの答申の中にきちんと入れ、それに対して市はきちんと改善を図るという理解でよろしいですか。
A 委員		冒頭に、使用料の話をさせていただきましたが、使用料の見直しも必要でしょうけれども、私が言っているのは、使用料そのものは条例規則に書かれています、なぜ、減免規定があるのか、何のために減免をしようとしているのか、そこも明らかにする必要があると思います。単に使用料を見直すとか云々ではなく、減免制度が必要なのか、必要だから条例に書かれているのであろうが、それが必要で減免しているのであれば、それは減免したらいいのですよ。ただし、その減免しているのは、今、90%以上が減免なのです。それが正しいのであれば、それで良いのです。ただそこまで減免が必要で減免していながら、減免したら維持管理費が赤字になるのは当たり前の話です。作ったときからこのようになるのが分かっていたこと。それを今更、自治会に負担しなさいというのは、どう説明したらいいのかという、そこを整理しないといけないということです。 その根底をきちんと整理しないと、何のために減免しているのか見えてこな

		い。むしろ必要ないのなら辞めたらいいのですよ、減免みたいなものは。と言いたい。
事務局		減免については、ほとんどがグレーゾーンで、運用というのが、市の方も管理不足だと、B 委員から厳しいご指摘をいただきました。それは仰いますとおりと思っております。ただ、A 委員が仰いますように、この減免は不要であるとか、そういう線引きを誰も作業をしたことがございません。まさに減免制度の見直しという形で答申を頂戴しましたら、その実情を組み込んだ形の減免をまさにやるのかやらないのかは然り。この審議会の中では、この減免は良いが、この減免はだめという審議を賜る場所ではないと事務局では考えております。 その減免の抜本的な考え方を統一してくれと、そういう形での答申を賜れば、過去から続いていて、いまだに続いているからという理由も、ひょっとしたらあるかもしれません。そういうのは、今の社会情勢に照らして、合うか合わないか、さらに言えば、将来的に地域で運営していただく活動拠点ならば、減免という制度が必要にならないのではないかと思います。地域で使うから使用料はゼロ、それ以外の使う人は使用料が要りますという形のルールというものもあるのではないかと考えております。
会長		いかがでしょうか。ここでいくらにするとか、減免制度をどうするこうするというよりも、ディテール（詳細）を議論する審議会ではないというのもこれはこれでよくわかる訳ですね。それが必要ならばやっても良いのですが、この審議会としては大きな仕組みを変えようという審議会なので、制度というのは目的、目的があって制度がある訳ですね。制度があって目的を考えるというのはあり得ないのであって、やはり目的をこれから変えようという訳ですね。 従来は成り行きでこんなふうにしていますけれども、これから長期、さらに少子化社会の中でもきちんと地域のために、役立っていく住民センターになるように、頭をリフレッシュして新しい考え方を取り入れようということですね。
A 委員		もう一点だけ確認します。条例の規則に減免の申請書というのがあったと思います。また、様式を作り直したらいいのでしょうか、今、減免を受けている人というのは、自分がいくら減免を受けているのかということが全然わかっていない。会議で電気を使ってクーラーを使ったりしたら二千元掛かります、それを減免してもらっているということが全然わかっていない。最初からタダという認識でしかない。そこもちょっと改革していかないといけないのでは。 減免制度を続けるのであれば、もう一度、基本に戻って。というのは、自治会で負担せよというのなら、自治会が使った分は負担したらいいのですよ。減免してもらってもね。でもね、自治会以外の各種団体が減免を受けてその分を自治会で負担せよという、それはいかななものかとなるので、最初の取っ掛かりのところで、使用料を自治会で負担せよという話になっているから、そこはもっと整理して、自分らがやっている会議にいくらお金が掛かっているのかということをも明らかにする必要があると思う。
会長		仰いますのは、不公平を見直せということだけではなくて、見える化と言いますか、単に減免というだけでなく、現状がきちんと分かるようにしなければいけないということですね。
A 委員		市民さんは減免ということも分かっていない。使うことはタダと思っている。
会長		B 委員の仰いました公平、A 委員が仰いました減免を含めて、一定の現状におけるルール化、必要な範囲のルール化、あるいは明確にできないのならできない理由、まあそれはうやむやにして次に行きましょうというのなら、市のそれなりのものの書き方、書きぶりがあるはずなので、その辺を含めて整理しましょう。全く触れないわけにはいきませんので、現状の中でも色々な不満もあるので、現

	状の不満をまとめて何か文章を入れなければいけない。ただし、市が言うのは、一つの解決方法として、減免基準を細かく作ってこの基準でどうだとか、それを審査する委員会ではないので、その点はご了承いただきたいと思います。 それでは、先ほどの話に引き続きまして、解決策、支援策とありますが、これは市の中で調査したらこんなことが出てきましたというのが。この A3 版のペーパーですが、我々、委員として、私も言いましたが、自由な頭で大いにこれからの社会を考えて何か加えるものはないか、私からの一つの提案としたら、とにかくパソコンやスマートフォンが使えないととんでもない社会になってきている。これはパソコン教室というような生易しいことをやっていたはだめですね。これはもう、地域にいらっしゃるパソコンやスマートフォンの詳しい方も含めて、相当に市全域で、趣味の会ではなくて、ある程度使えるようにしなければ。それでも、なかなか90歳、100歳を超えた方がその辺は難しいですけども、出来るだけ70歳台や80歳台の方には使っていただけるように、それはやらなければいけないのですが、その場所としては、住民センターしか頼る場所はないですね。小学校でやるというのもありますが、やはり住民センターでやるというのが一番身近なところで、お茶の用意もできるということで、学校とかとは違う場合がありますので。そういう使い方も促進しませんか。特に、それが無いと、もう生きていけないぐらいのことが情報としては出てきています。
A 委員	ところがパソコンにしてもスマートフォンにしても、いろんなアプリが出てきて、無料とか書いていて、それに入っていくと最後に ID 番号とかの入力を求めて来る。結局、無料やのに何で自分の個人情報まで入れないといけないのかって、変なサイトがたくさんある。心悪くて入っていけない。気持ちが悪くて。
会長	仰いますとおりで、そこにも現時点で分かる危険なサイトとそうでないもの、やって良いことと悪いことというのはいろいろとありますので、これだけは絶対にやってはいけないというのは、いくつもあるので、何かそういう場所のように使わないと。急がないといけないですねこの問題は。パソコンにはハッカーが入ってきますね、フィッシングです。あなたの ID 番号はとか、銀行に成りすまして、あなたのものは、停止しましたとか出て、もう一度やり直したら、次を入れてページに飛んでくださいなんていうのも。大手銀行のサイトそのものの画面が点いてくるから、あれはもう、90、100歳の高齢者だとパソコンができる人がかえって危ない。 言いたかったのは、新しい需要が出る。だから防災と情報、これは今までの地域の方々の発想とむしろ若い方々が使ってくると、若い人たちからそういうことに強い人が出てくるはずで。若い人はあまり住民センターを使われないので、気を付けなければいけないですね。
C 委員	各地区によって、先ほども減免のやり方とか使い方がバラバラだというお話があって、前回の会議の時に事務局副会長の方からも、43通りの支援の具体化というものが今後必要になってくるのではないかとというお話があったかと思います。 今日もある程度、全体のところの支援の具体化というのを今やっていっているのかと思いますけれども、その43通りの各自治会と言いますか住民センターが、ある地域毎のこの持続可能な運営手法を話し合う場がなかったというのがこれまでの課題だったのではないかと思います。ですので、今、全体のところはこの場で議論しているのですが、あと、43通りの支援策の具体を話し合う場づくりというのは、今後必要になってくるのかなと思います。
会長	支援策ですね。ありがとうございます。 ほかに、ご意見はございませんか。

		私から一つ質問をさせていただきますが、各課へ問い合わせされた結果として、たくさん意見が出てきて、なるほど非常にうまくできているように感じるのですが、これらがすんなり出てきたのですか。それとも地域まちづくり課で相当搜索されたのですか。
事務局		今後の作業にも関わりますが、おそらく今般の第7回の審議会では、皆様のご意見が出尽くさないのかなという思いがあります。この表は一定、行政として回答は得たのですが、市民の視点に近い皆様方からのご意見をもっともって頂いて、空白を埋めたいと考えております。先ほど、C 委員からも頂いた43カ所のフォローが必要だということなのですけれども、審議会の中では、大きく方針なりを決めていただくのですけれども、副会長もそのように仰って、パッケージであるとか支援のソフトであるとか、そういったもののヒントはこのシートで拾い出したうえで、我々が地区に入るときには、こういったソフトを考えていますとか、こういったハード整備も考えていますという形の素案の段階まで、落とし込みたいと思っておりますので、何卒お願いしたいということでございます。
会長		一般論の説明はもう結構ですので、この中から、やはり、前から順にポイントだけでも読み上げるというか、これを作成した皆さんとして、これは意外だったとか、これは無理だとか、生の声を聴きたい。
事務局		今後の議論の方向にもなるのですが、これを頂戴した後に、再度、また各関係課へ再照会を掛けまして、以前に皆様にお示ししました20年後の人口を表す図も添えて各課に照会を掛けて、本当にこの支援策というのは、出来るか出来ないかという判断をしていただいて、出来るのであれば1年後にできるのか3年後にできるのか、そういったところまでの照会を深めていきたい。それを再度、皆様方にお示ししたうえで、答申にお絞りいただきたいという形を考えております。 ゆえに、今般お示した中で、これまで6回を積み上げてきた皆様方のご意見や、1月と2月に行った庁内調整会議の結果をピックアップしたところでございます。
会長		それに付加して、特にということはございませんか。
事務局		特にはございません。
会長		私的にもおもしろいと感じたのは、一つは、先ほど申し上げた情報系がちょっと。情報系で利用することの緊急度に危機感がないなど。それから健康づくりをはじめとした福祉性、地域福祉との政策の中で使うと。この中で社会福祉協議会が活躍するものがたくさんあるわけですが、その位置付けをあげてみると、すごくたくさんあって大事なあと。それどころか防災と併せて全然足りないではないかということになるのでは。うちのセンターは町内の隅っこにあって場所が悪くて小さくて、あまり使わないでは済まないという大事な話がたくさん出ていますね。それが私の実感です。 もう一つは、コミュニティビジネスの担い手の創出というところ。以前の議論で、規制緩和して商売に使うというのはもちろんいけないとしても、コミュニティビジネスで担い手づくりみたいな仕事なら、もっと積極的に使ってもらっても良いのではないかと。これも厳密にいくとコミュニティビジネスを主催する人は良く考えたら営利団体である。あるいは、そのコンサルタントで入ってくるのは、コンサルタントを生業に仕事をしている人である。それで出てくると、ちょっと我々の会合では、ぬるいかなという気持ちしたりしています。個人的な感想ですが。
B 委員		ちょっと的外れですけれども、この電気や水道代の集計は1か月単位、若しくは半年1年単位ですか。
事務局		1年単位です。

B 委員	この委員をさせていただいて、実際に住民センターでこれだけ費用が掛かっているのかと、私自身も初めて知った訳です。それですので、一般に使っている人は、A 委員の仰いますとおり。これだけ費用が要っている認識が絶対にはないです。 ですからそれを認識できるような資料を、例えば、水道や電気の費目別で1 か月単位で、例えばどこそこの住民センターではこれだけの費用が掛かっているという資料が出来るのであれば作ってもらって、やはり、利用者に認識させていく必要があると思います。
A 委員	これをコピーして、各住民センターに貼り出してもらったら良いと思います。 これを各自治会に送ったら良い。
事務局	今の A 委員のご意見は、担い手とかいうところで、どれだけコストが掛かっているのかということを知りたいという、課題というところに加筆できるのかなと思います。
事務局	端的に申し上げますと、見える化ということだと思います。これは決定的に欠けていると思いますので、見える化について、真剣に何が出来るか考えていきたいと思っています。
会長	それでは、だいたい予定時間に来ていますので、今日のお願いとしては、再度、持ち帰っていただいて、この新しい使い方、ニーズみたいなものをどんどんここに加えていきたいと思っていますので、また、市の方へ電話連絡でも結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、まとめを事務局副会長にお願いしたいと思います。
副会長	ありがとうございます。まとめというよりも、会長が整理をしていただいたので、確認をするぐらいのものなのですが、今日は、現在の不公平の一定の絞った是正を先ほどの使用料とか減免の考え方を整理する中で、目的は、今後の自治運営ということになりますよね。元々この拠点の問題というのは街づくりや住民自治の拠点としてこの拠点を使いながら、また自治力を高めていくということなので、前回にもコメントしましたが、この項目の中に先ほどの持続可能な運営手法とか住民センターの担い手という項目もいいのですけれども、自治運営の支援とか自治運営の強化というコンセプトでこの辺りを書いていかないと、そこがはっきり見えてこないというような気がちょっとしました。それは、今日も事務局の方からも意識していただいているように、これを行っていく20年間というのは、急激な人口減少とか高齢化が起ってどんどん、むしろその基盤が崩れていく時期のこれですので、そこをむしろ支えながら尚且つ、やはり行政の各課もそこを想定して、どれだけ住民のこういう活動とか拠点を支援できるかという視点で、コメントを入れていただかないと絵に描いた餅になるなということですね。ここがやはり非常に重要で、ここまで来ましたから、より重要になってくると思います。 それと会長の方からはIT とか、なるほどそういうことも考えないといけないなということですけど、やはりこれを見たら、地域に下りれば下りるほど、安全、防災、健康、福祉のあたりが、非常に領域が大きいと。会長も仰いましたように、私は地域福祉専門なので、福祉の側面が気になるのですが、このプログラムの介護予防とか、元気な高齢者ですけど、市民の方に書いていましたけども、これからもっと虚弱な方とか、障がいのある方とかが増えて来るので、その方たちが身近なところで過ごせるような条件の一つとして、この拠点が使えるかどうかというのが、今後、非常に大きな視点になってきます。そういう意味では、ここのバリアフリーの整備とかをどうしていくのかということも併せて、今後のまちづく

		りの課題としての拠点として、検討していけば良いのかなと思いました。
会長		ありがとうございました。重ねて先生には失礼ですが、私なりに思いますのは、誰一人取り残さない地域を作るということは、これからの課題なので、その視点で住民センターを位置付けていって、必要なものはどんどん強化して支援して、その代わりに皆さんも自分たちで考えてください。ということでしょうね。 では、今日の議論はこれぐらいにしておきたいと思います。 それでは、今後のスケジュール等、事務局よりお願いします。
事務局		会長どうもありがとうございました。また、皆さん、本日はご多用の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。 先ほど、意見の集約についてお伝えさせていただいたのですが、大変申し訳ございませんが、10月9日の金曜日までにご意見等がございましたら、メールでもお電話でも結構ですので、地域まちづくり支援課へ送付、ご連絡をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
会長		この表の中に、事務局副会長が仰いましたことを入れておいてくださいね。地域の自己決定を促進する支援する。そういう視点というのは、ちょっとこの表の中では、ぬるいように思うので、それを入れておいてくださいね。
副会長		自治運営の強化とか、自治運営の支援とか、そういう文言ですね。
事務局		分かりました、そちらの方を入れさせていただきます。 また、皆さんの方からも何かご意見等がございましたら、お伝えいただけましたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、第7回阪南市住民センターあり方検討審議会を閉会させていただきます。なお、次回の審議会につきましては、11月9日の月曜日、午後6時から予定をさせていただいております。開催通知につきましては、追ってご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日は誠にありがとうございました。